精選した20の判例・裁決例をベースに重要通達の留意すべきポイントを詳解

税理士業務に活かす！

通達のチェックポイント

― 相続税裁判事例精選20 ―

酒井 克彦［編著・監修］
Katsuhiko Sakai

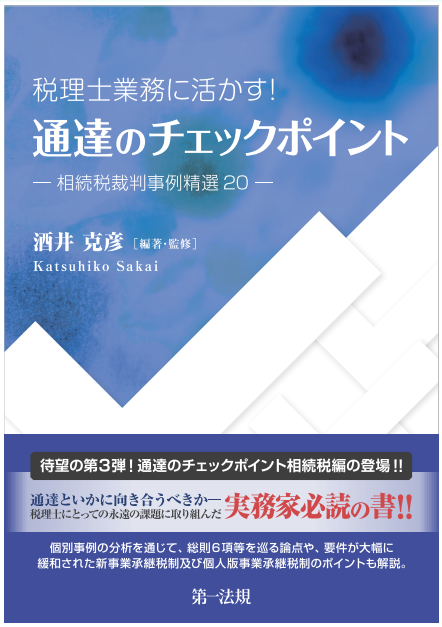

通達のチェックポイント　第3弾！

- 相続税法基本通達及び財産評価基本通達を正しく理解し実務に活用していくために、判例・裁決例をもとに解説した唯一の書！
- 個別事例の分析を通じて、総則6項等を巡る論点や、新事業承継税制及び個人版事業承継税制のポイントも解説！

A5判・432頁
定価：本体3,000円＋税

内容見本

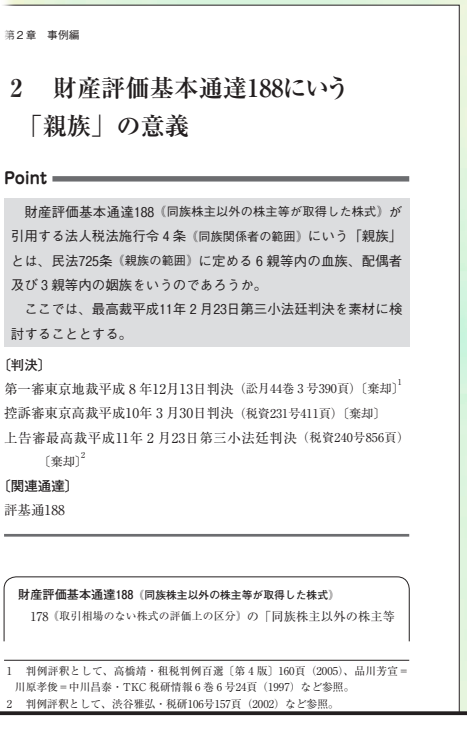

第2章　事例編

2　財産評価基本通達188にいう「親族」の意義

Point

財産評価基本通達188《同族株主以外の株主等が取得した株式》が引用する法人税法施行令4条《同族関係者の範囲》にいう「親族」とは、民法725条《親族の範囲》に定める6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいうのであろうか。

ここでは、最高裁平成11年2月23日第三小法廷判決を素材に検討することとする。

〔判決〕
第一審東京地裁平成8年12月13日判決（訟月44巻3号390頁）〔棄却〕[1]
控訴審東京高裁平成10年3月30日判決（税資231号411頁）〔棄却〕
上告審最高裁平成11年2月23日第三小法廷判決（税資240号856頁）〔棄却〕[2]

〔関連通達〕
評基通188

財産評価基本通達188《同族株主以外の株主等が取得した株式》
178《取引相場のない株式の評価上の区分》の「同族株主以外の株主等

1　判例評釈として、高橋靖・租税判例百選〔第4版〕160頁（2005）、品川芳宣＝川原孝俊＝中川昌泰・TKC税研情報6巻6号24頁（1997）など参照。
2　判例評釈として、渋谷雅弘・税研106号157頁（2002）など参照。

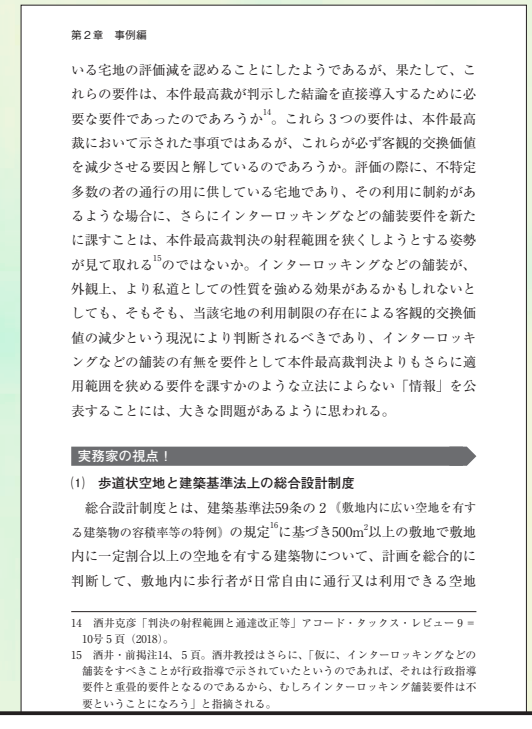

第2章　事例編

いる宅地の評価減を認めることにしたようであるが、果たして、これらの要件は、本件最高裁が判示した結論を直接導入するために必要な要件であったのであろうか[14]。これら3つの要件は、本件最高裁において示された事項ではあるが、これらが必ず客観的交換価値を減少させる要因と解しているのであろうか。評価の際に、不特定多数の者の通行の用に供している宅地であり、その利用に制約があるような場合に、さらにインターロッキングなどの舗装要件を新たに課すことは、本件最高裁判決の射程範囲を狭くしようとする姿勢が見て取れる[15]のではないか。インターロッキングなどの舗装が、外観上、より私道としての性質を強める効果があるかもしれないとしても、そもそも、当該宅地の利用制限の存在による客観的交換価値の減少という現況により判断されるべきであり、インターロッキングなどの舗装の有無を要件として本件最高裁判決よりもさらに適用範囲を狭める要件を課すかのような立法によらない「情報」を公表することには、大きな問題があるように思われる。

実務家の視点！

(1)　歩道状空地と建築基準法上の総合設計制度

総合設計制度とは、建築基準法59条の2《敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例》の規定[16]に基づき500m²以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地

14　酒井克彦「判決の射程範囲と通達改正等」アコード・タックス・レビュー9＝10号5頁（2018）。
15　酒井・前掲注14、5頁。酒井教授はさらに、「仮に、インターロッキングなどの舗装をすべきことが行政指導で示されていたというのであれば、それは行政指導要件と重畳的要件となるのであるから、むしろインターロッキング舗装要件は不要ということになろう」と指摘される。

DAI-ICHI HOKI
第一法規
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp
Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目　次

第1章　総論

相続税法22条と財産評価基本通達―総則６項の性質論―

第2章　事例編

1　租税法律主義と通達―無償返還届出書の内容と異なる相続後の和解と貸宅地の評価
2　財産評価基本通達188にいう「親族」の意義
3　所得税法64条２項に関する国税庁資産課税課長通知を相続税法上の債務控除へ適用することの是非
4　書面によらない贈与についての贈与税の課税時期
5　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
6　公共事業に伴う仮換地の指定と小規模宅地等の特例及び同特例における生計一要件
7　青空駐車場用地として使用されていた貸宅地に係る小規模宅地等の特例の適用可否
8　私道の用に供されている宅地の評価における減額の要否及び程度の判断方法
9　相続開始直前に改造工事がされていた建物の評価
10　存続期間が100年を超える地上権の設定であっても、相続税法23条の適用はないとした事例
11　財産評価基本通達と行政先例法
12　財産評価基本通達６と上場株式の評価
13　財産評価基本通達にいう時価が相続税法22条にいう「時価」といえるか否か
14　庭内神しである祠の敷地と相続税の非課税財産該当性
15　広大地評価―最有効利用を想定することの不確実性
16　定款により出資持分の払出し範囲について定めがある場合の医療法人の出資の評価
17　贈与税の配偶者控除を受ける場合の店舗兼住宅等の敷地の評価
18　相続開始後に価値が減少した株式を財産評価基本通達によって評価することの妥当性
19　Ａ社Ｂ社方式と財産評価基本通達
20　従業員持株会から譲り受けた取引相場のない株式の評価

第3章　重要論点

Ⅰ　小規模宅地等特例制度関連通達と所得税基本通達
Ⅱ　みなし贈与課税は「同族会社」に限定されるか―相続税法基本通達９－２と法律の制限的適用―
Ⅲ　取引相場のない株式の評価と法人税基本通達

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>
→ 第一法規 相続税通達事例　検　索　CLICK!

キ リ ト リ 線

申　込　書〈第一法規刊〉

税理士業務に活かす！通達のチェックポイント ―相続税裁判事例精選20―
●定価3,300円（本体3,000円）［コード067876］

申込部数　　部

＊弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
＊消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
＊現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
（いずれかを✓で選択ください。）　□代金引換により支払います。　□現品到着後請求書により支払います。

＊代金引換手数料について一回あたりのご購入金額（商品の税込価格＋送料）の合計が	1万円以下の場合、300円＋税 3万円以下の場合、400円＋税 10万円以下の場合、600円＋税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年　　月　　日

ご住所　〒　　―

事務所名　　部署名　　□公用 □私用

フリガナ
ご氏名　　様 ㊞　　TEL　　―　　―

E-mail　　@

お客様の個人情報の取扱いについて　お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）かフリーダイヤルにてご連絡ください。　フリーダイヤル TEL 0120-203-696 FAX 0120-202-974

取 扱 い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

相続税通達事例（067876）2019.10 HO